

2016年4月11日

中国 Yangtze 排出規制エリア主要港内における低硫黄燃料油（0.5% mm 以下）使用に関する規制実施の進展

Shanghai MSA 発行の排出規制エリア監督に関する通達

2016年3月29日、Shanghai MSA は排出規制エリア監督に関する通達を出した。その中では Shanghai 港に寄港する船舶に対する要求事項について詳細に説明されている。

ここではキーポイントについて説明する。

1. Shanghai 港に着積中の船舶は、2016年4月1日以降、本船で使用する燃料（主機、補機、ボイラー、発電機を含む）の硫黄分は0.5% mm 以下でなければならない（ただし、本船到着後の最初の1時間と本船出港前の1時間は除く）。
2. 通達における「Shanghai 港着積中」とは、本船がボラードに固縛されたときからすべてのケーブルがボラードから解かれたときまでをいう。ただし、錨泊中やブイに係留されているときは除く。
3. 船舶にとって低硫黄燃料油を使用することが危険となる場合には、Shanghai MSA に免除申請をすることができる。船会社や代理店は、Shanghai MSA に申請書と関連書類を提出し、承認を受ければ低硫黄燃料の使用が免除される。免除条件や申請書の雛形については、Shanghai MSA の Website に示されている通達（中国語版および英語版）から得ることができる。
4. 船舶は低硫黄燃料の代替手段として、陸上電源、クリーンエネルギー、燃焼ガスクリーニングシステム等を使用することも可能である。

当コレポンの知る限りでは、燃料油サンプルや燃料油供給に関する書類を要求通り本船上に保管していなかった船舶に対して Shanghai MSA は既に数件過怠金を課している。

Zhejiang MSA が発行した燃料油に含まれる硫黄分に関する、2016年4月1日から2017年3月31日までの規制実施の通達

1. 通達によれば、2016年4月1日以降、Ningbo-Zhoushan 港（Beilun, Chuanshan, Daxie, Zhenhai, Meishan, Shengsi, Liuheng, Dinghai, Qushan, Jintang を含む）に寄港する船舶は着積中硫黄分0.5%mm 以下の燃料油を使用しなければならない（具体的には、着積から1時間経過後から離積の1時間前までを指す）。燃料変換システムや代替手段が過渡期にある

ことから、通達発効日から 2 ヶ月間は規制に違反しても警告や是正指示をすることに留まる。

2. 船舶は低硫黄燃料の代替手段として、陸上電源、クリーンエネルギー、燃焼ガスクリーニングシステム等を使用することも可能である。

Jiangsu MSA が発行した燃料油に含まれる硫黄分に関する 2016 年 4 月 1 日以降規制実施の通達

1. 2016 年 3 月 31 日付通達によれば、2016 年 4 月 1 日以降、Suzhou 港と Nantong 港に寄港する船舶は着棧中硫黄分 0.5%mm 以下の燃料油を使用しなければならない（具体的には、着棧から 1 時間経過後から離棧の 1 時間前までを指す）。
2. 船舶は低硫黄燃料の代替手段として、陸上電源、クリーンエネルギー、燃焼ガスクリーニングシステム等を使用することも可能である。
3. 排出規制エリアに関する管理監督のルール（規制の例外ならびに免除）がそれぞれの港につき公表される。

Yangtze River Delta 内の他の港に関しては上記のような当局から 0.5%mm 以下の燃料油使用の規制は今のところ実施されていない。現地 MSA によれば規制が実施される場合には予め案内すると言われている。

2016 年 4 月 1 日以降、Shanghai, Ningbo-Zhoushan, Suzhou や Nantong 港に着棧する際に船主は規制の要求事項を満たすべく適切な手段を講じなければならない。さもなくば、本船に遅延が生じたり、過怠金が課されたりするおそれがある。